平成２５年（フ）第３６２号
横浜市栄区長沼町262番地４　グランシティ戸塚Ⅱ104
破産者　今野　武司
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７４号
横浜市都筑区川向町1345番地　リヴェールサニービル302
破産者　山本　　宏
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７７号
横浜市鶴見区馬場１丁目25番19号　プチコーポ202
破産者　稲田　啓子
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７号
静岡県富士市天間1326番地の１、住民票上の住所静岡市清水区蒲原１丁目６番17号
破産者　佐野　英明
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１１０号
香川県高松市成合町563―８　サンシティ成合Ｃ棟101号室、開始時の住所香川県高松市国分寺町新名688番地３　サーパス国分寺1001号室
破産者　田村由紀美
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５号
鹿児島県指宿市十二町447番地２　サニーパティオ105
破産者　向吉　安江
１　決定年月日　平成25年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１７６３号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎４丁目９番11号　アーバンライフホームⅠ205
破産者　八巻　芳男
１　決定年月日　平成25年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
広島市安佐南区西原３丁目７番７―２号
破産者　森川　季也
１　決定年月日　平成25年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６３号
北海道千歳市花園３丁目８番９号　タウンコーポⅡＤ号
破産者　須藤　昌彦
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５２号
仙台市宮城野区栄４丁目16番25号　ノーブルウエノ201
破産者　秋山　友一
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
山形県西村山郡朝日町大字常盤に２番地の１
破産者　加藤　正一
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１００号
富山県高岡市波岡174番地２
破産者　大野木りつ子
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１１９号
富山県氷見市朝日丘１番26号　朝日丘市営住宅214号、住民票簿上の住所富山県射水市新開発443番地15
破産者　稲積　達人
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３４号
長野市上松３丁目22番26―２―101号　上松ハイツ一ノ瀬
破産者　橋本　晴美
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９号
神戸市北区長尾町上津2500番地、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地
破産者　首藤　政男
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３８号
神戸市灘区灘南通６丁目１番20号　第２坂田ビル303
破産者　荒木　孝一
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３号
兵庫県川西市中央町17番17号
破産者　山之内久子
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
佐賀県鳥栖市萱方町220番地15
破産者　本告　裕一
１　決定年月日　平成25年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係